

地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更案に係る協議への対応について

1. 検討の趣旨

地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「標準化基本方針」という。）は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として策定される、政府が定める計画（閣議決定）である。

内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣である法務大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。）が標準化基本方針の案を作成する際は、あらかじめ関係行政機関の長に協議する（法第5条第4項）こととされている。変更についても、これらの手続を準用することとされている（法第5条第6項）。

2. 本件協議の概要

法第5条第6項で準用する同条第4項に基づき、内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が下記項目からなる標準化基本方針を変更するに際し、令和5年8月21日、上記の関係行政機関の長として、個人情報保護委員会委員長宛に協議されたもの。

3. 対応案

地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者及びガバメントクラウド運用管理補助者等の官民の幅広い主体において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人情報（特定個人情報を含む。）等の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報等の適正な取扱いが確保されることが肝要であることから、別添の意見を提出することとしたい。

以上